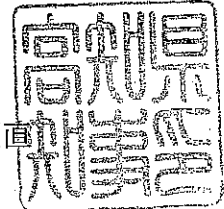


23 高知人権第37号

平成23年6月1日

高知県地域人権運動連合会

議長 竹下芙佐雄 様



高知県知事 尾崎 正直

2011年3月29日付けの申し入れに対する回答について

うえのことについて、「県人権尊重の社会づくり条例にもとづく意識調査の中止を求める申し入れ」をいただきました。

県が平成24年度に調査を予定している人権に関する県民意識調査（以下「意識調査」という。）は、高知県人権尊重の社会づくり条例（以下「県人権条例」という。）第5条で定めた高知県人権施策基本方針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などの人権全般の課題について県民の意識の推移を把握することにより、これまでの県の教育啓発の効果等を点検して、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とするために実施するものです。

このうち同和問題に関しましては、現在においても依然として「差別発言」などが起きていることは大変残念なことです。

このため今回の意識調査にあたっては、平成14年度に実施した前回調査と同様の設問を行い、その結果を比較することによって県民の意識の変化を把握し、今後の人権施策を推進する際に活かすことで、県民の差別意識の解消に向けて取り組んでいく必要があると考えます。

なお、意識調査の実施に当たりましては、今後、高知県人権尊重の社会づくり協議会の意見を十分お聞きして、県の人権施策推進委員会で決定することにしていきます。

県といたしましては、人権が尊重される社会をめざし、県人権条例や人権施策基本方針などに基づいて、あらゆる人権問題に対する人権意識の高揚に向けて、引き続き教育啓発などに取り組んでまいります。